

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（新旧対照表）

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>I 基本的考え方</p> <p>I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第47号に掲げる者を除き、本ガイドラインにおいて「金融機関等」という。）を対象とする。</p> <p>(以下略)</p> | <p>I 基本的考え方</p> <p>I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第48号に掲げる者を除き、本ガイドラインにおいて「金融機関等」という。）を対象とする。</p> <p>(以下略)</p> |